

令和３年６月１７日に開催された新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（別紙１及び別紙２参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更し、今後の取組についても改めて決定されました（別紙３及び別紙４参照）。ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

○資料

【別紙１】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210617.pdf

【別紙２】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210617.pdf

【別紙３】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年６月１７日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210617.pdf

【別紙４】令和３年６月２１日以降における取組（令和３年６月１７日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030617_1.pdf